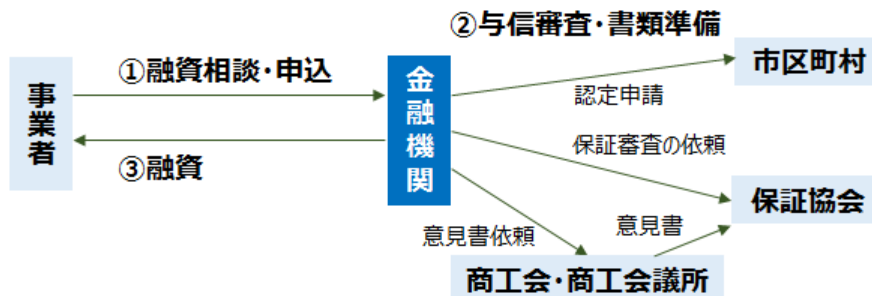


セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、県内の中小企業者の経営環境は依然厳しい状態が続いていることを踏まえ、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）を創設します。

制度名	セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）
対象者	以下のいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 ・セーフティネット保証4号（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
融資限度額	8,000万円
資金用途	設備資金、運転資金 （原則、制度融資の既往債務について借換可）
融資期間	12年以内（据置期間3年以内を含む） ※危機関連保証は10年以内（据置期間2年以内を含む）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有外 年1.10%（固定金利） 責任共有 年1.25%（固定金利）
信用保証料率	年0.4%～年0.71%
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和3年4月1日から令和3年10月31日保証申込分まで ※融資実行開始が可能となる日は取扱金融機関によって異なりますので、 各取扱金融機関へお問い合わせください。

セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠） ご利用の流れ



※ 取扱金融機関は、
 普通銀行、商工中金、
 信用金庫、信用組合、
 JAしまね、JFしまね

申し込み先

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

セーフティネット保証 とは

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
(最近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
(最近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

危機関連保証 とは

全地域・全業種*について、一般枠・セーフティネット保証枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
(最近1か月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等の場合)

※ 一部保証対象外の業種があります。